

後期高齢者になって：健康保険料について

平成30年9月 堺市在住 M.O.

ミノルタ千代光会の半数の方々がすでにご経験済みのことと思いますが、自分がその「後期高齢者」となりどんな手続きが必要なのか、その一部を経験したのでメモにしてみました。これまでは健康保険に関しては本人が居住する市区町村（例：堺市）が扱っていましたが、75歳以上の後期高齢者に関しては全市町村が加入する広域連合（例：「大阪府後期高齢者医療広域連合」）の担当となります。広域連合の担当内容は、・保険料の決定・医療の給付・被保険者証の交付などであり、・各種申請や届出の窓口業務・保険料の徴収などはこれまで同様最寄りの市区町村が担当します。

① 誕生月の前月に「後期高齢者医療被保険者証」（保険証）が送られてきました。

サイズは写真のLサイズと同じであり、近年保険証が名刺サイズとなり便利と思っていたのに昔に戻って大きくなりました。保険者の名前は、当然ながら堺市から上記の広域連合の名前に変わっています。

② 新保険証と一緒に保険料を納めるための「口座振替納付依頼/自動払込利用申請書」が1枚同封されて来ました。

これまで妻と二人の分を口座から自動振込にしていたのですが、私の保険料の納付先が変わるので、別途登録をする必要があります。この手続きは口座のある銀行、または最寄りの市区町村でも登録申請を受け付けています。

現在の担当窓口である堺市役所保険課に聞きました。

③ Q：年度始めに「堺市国民健康保険料納付通知書」が送られてきており、7月から4月までの、私と妻の年間保険料を10分割した保険料と納入期限日が記載されており、それに基づき納めているが、私が後期高齢者になる月以後の保険料は別途支払うことになるなら通知書の記載金額はその分減額されて変更になるのでしょうか？

A：本年度あなたが75歳になることが分かっているので誕生月以後の新保険料は通知書に含めずに計算しており、その年間保険料を10分割した金額を納期と共に通知しています。したがって本年度は通知書の金額に加えてあなたの新保険料を誕生日以後に新納付先の広域連合に納めていただくことになります。

④ Q：今まで毎年受診して来た人間ドックは同じように受けることは出来る？

A：変わらずに受診できます。但し自己負担金額が変わります。これまで市町村が負担していた助成金額（堺市の場合は健診料の7割）は広域連合では助成金額が一律26千円で、残りが自己負担となります（今年度の男性の基準健診料は41,200円であり、千数百円のアップ）。また、ドック検診時に検診料を一旦受診機関に全額を支払って広域連合へ請求し、後日助成金を受け取る方法に変わります。

*なお、詳しくは各自で市区町村の窓口でご確認ください。